

販売業

ひょうご共済の商賠上手



賠償責任保険普通約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／生産物特約条項／商賠上手追加条項 他

ひょうご共済の「商賠上手」なら、事業活動にかかわる「賠償リスク」を包括的にカバーできるので安心です！

約59%
割安！
(同一保険会社・従来型商品比較)

☆充実の基本補償



業務中・営業中の事故、施設の事故



お店の看板が落下し通行人がケガをした。



商品が陳列台から落ち、顧客がケガをした。



自転車で配達中、通行人とぶつかりケガをさせた。

販売した商品が原因の事故



ローラースケートで走行中、前輪が折れて転倒し、骨折した。また、再度事故が起きないように同機種製品を回収し、検査を実施した。



家電製品より出火し、家が全焼した。

預かり物を原因とした事故



顧客から預かった携行品を汚損、破損してしまった。

※保険期間中100万円が支払限度額となります(貴重品は5万円限度)。

その他の基本補償

傷害見舞費用
(施設内でケガをされた方へのお見舞金)

被害者対応費用
事故対応特別費用

生産物(商品)自体の損害
生産物(商品)回収費用

・身体賠償発生時のみ
・保険金額×3%限度



施設の利用者が足を滑らせ階段から転落した。(賠償責任の有無を問いません。)

※お支払内容、支払限度額などについては、パンフレットまたは約款をご参照下さい。

人格権侵害



店員が間違えて警察に通報し、顧客が取り調べをうけてしまった。

※人格権侵害または宣伝障害の支払限度額は、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中につき1000万円となります。

「人格権侵害」

・不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損
・口頭、文書等による名誉毀損、プライバシー侵害

「宣伝障害」

・宣伝に付随する名誉毀損、プライバシー侵害
・著作権侵害

☆オプション(販売業向け)

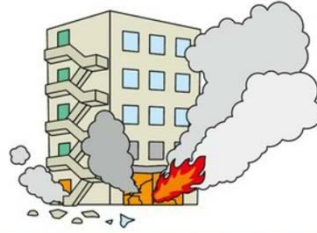
据付工事中の賠償責任



商品を取付中に機材を倒し、壁を傷つけた。

据付工事中の第三者に対する賠償事故を補償(加入タイプ別のお支払限度額と同額です。)

借家人賠償



テナントとして入居した店で出火させてしまい焼失した。(建物所有者への賠償)

借用している施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発により損壊した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(1戸室につき3000万円限度)

☆団体保険制度のため、割安です！



ひょうご共済の「商賠上手」は、兵庫県共済の組合員の皆さまのための団体保険制度です！だから、とっても割安な保険料です！

「商賠上手」は、4つの加入タイプから選んでご加入いただけます。

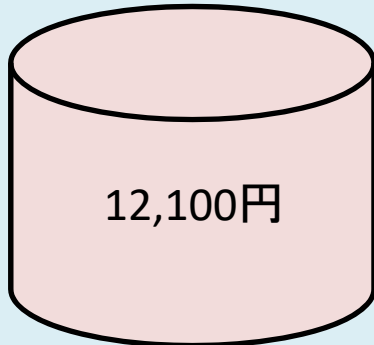
加入タイプ	お支払限度額
A	5000万円
B	1億円
C	2億円
D	3億円

※お支払限度額は、「販売した商品を原因とした事故」についてのみ保険期間中の限度額となります。

保険料試算例

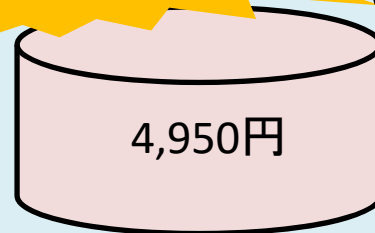
※業種ごとに保険料率は異なります。具体的なお見積もりにつきましては、ひょうご共済までお問い合わせ下さい。

業種: スーパーストア ・ 前期売上高1億円・
お支払限度額5000万円(Aタイプ・基本補償のみ)にご加入の場合



同じ補償内容で、同一保険会社の従来型商品に契約した場合

7,150円のコスト削減！



ひょうご共済の「商賠上手」に加入した場合

約59%
割安！
(同一保険会社・従来型商品比較)

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、専用パンフレット「ひょうご共済の商賠上手」をご覧ください。
<問い合わせ先> また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆取扱代理店



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011
神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター4F
TEL 0120-655-666 FAX 0120-81-9031
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
TEL:078-333-2595
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆取扱窓口